

各事業者 殿

(一社)鳥取県労働基準協会西部支部

## 「職長・安全衛生責任者教育」の実施について

企業において生産活動を効率的にすすめ、かつ安全衛生面に適切な対応をしていくためには、生産現場を直接監督指導する職長、その他現場監督の職務に携わっている者が、安全衛生に対する正しい認識をもち、担当現場の各工程に応じた安全衛生上の問題点を把握し、労働者に対して適切な監督指導をすることが極めて重要であることはいまでもありません。

労働安全衛生法第60条の規定によると、一定の業種(建設業、製造業他4業種)の事業者は、新たにその職務に就くことになった職長、その他作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対して、安全衛生教育(以下「職長等教育」という。)を行わなければならないと定められています。

※令和5年4月1日より、職長等教育が必要となる業種に、これまで対象外であった「食料品製造業(一部除く)」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が新たに加わります。(今般の改正により「食料品製造業」は全てが対象となります。)

また、建設現場では、労働安全衛生法第16条により「安全衛生責任者」を選任することが定められており、職長が選任されることが多いため、「職長・安全衛生責任者教育」を受講するよう通達に示されています。

つきましては、現場監督者・職長等を中心に職長の役割、労働者の指導及び教育の方法等を習得していただくため、当支部では、下記により標記教育を実施することといたしましたので、ご案内いたします。

### 記

1. 日 時 令和 4年12月5日(月) 9:00 ~17:00(受付開始 8:30~)  
12月6日(火) 8:30 ~17:00(受付開始 8:00~)  
※ただし建設業以外は、2日目15時で終了(裏面3. 参照のこと)

2. 場 所 米子市旗ヶ崎2030 米子食品会館 大会議室(1階)

※車は、米子食品会館前に駐車してください。

ただし、隣の建物『(株)スペック』さん前の駐車はご遠慮ください。

※米子食品会館前が満車の場合は、近くの『デルパラ旗ヶ崎店』さんの屋外駐車場3階に駐車してください。(受講者様へ周知方、よろしく願いいたします。)

3. 講習科目、時間

◎第1日目 12月5日(月)

9:00 }	[第1編] 職長の役割 [第2編] 職長の職務	深 田 氏
11:55	(第3章) 適正配置 (第5章) 環境改善の方法と環境条件の保持	
13:00 }	(第12章) 労働災害防止についての関心の保持および 労働者の創意工夫を引き出す方法	深 田 氏
14:00	【参考2】 ゼロ災害全員参加運動と職長の係わり 〈第2章〉 職場の自主活動	
14:00 }	[第2編] 職長の職務 (第6章) 整理整頓と安全衛生点検	平 林 氏
17:00	(第7章) 作業手順の定め方 (第8章) 作業方法の改善	

◎第2日目 12月6日(火)

8:30 }	[第2編] 職長の職務 (第1章) 指導・教育のすすめ方 (第2章) 監督・指示の方法 (第4章) 設備の改善	畑 中 氏
14:00	【参考1】 職長の立場より見た労働安全衛生マネジメント システム(OSHMS) 〈第1章〉 OSHMS とは何か 〈第2章〉 OSHMSの導入と職長の役割 〈第3章〉 職場の安全衛生実行計画	
※間休憩 1時間有り	[第2編] 職長の職務 (第11章) リスクアセスメントの実施とその結果に基づく リスク低減措置	
14:00 }	[第2編] 職長の職務 (第9章) 異常時における措置	ト 部 氏
15:00	(第10章) 災害発生時における措置	
15:00 }	建設業のみ 安全衛生責任者の職務等 統括安全衛生管理の進め方	ト 部 氏
17:00		

#### 4. 講師

- ☆ト部 忠義 氏 RSTトレーナー・安全管理者選任時研修講師
- ☆畑中 幸次 氏 RSTトレーナー
- ☆深田 一徳 氏 RSTトレーナー・安全管理者選任時研修講師
- ☆平林 久美子 氏 RSTトレーナー

#### 5. 受講料(1人あたり)

建設業以外	協会員	13,000円(税込)	／	非協会員	15,000円(税込)
建設業	協会員	15,000円(税込)	／	非協会員	17,000円(税込)

(※受講料には、下記テキスト代を含みます。)

- ・テキスト「職長の安全衛生テキスト」
- ・テキスト「安全衛生責任者の実務必携」(ただし、建設業のみ)

#### 6. 申込方法

令和4年11月28日(月)までに別紙の申込書に受講料を添えて当協会西部支部へ申し込んで下さい。受講料の受講当日の受領はいたしません。

FAXまたは郵送で申込みください。受講料は下記口座に振り込んで下さい。

【振込先】 山陰合同銀行 米子支店 (普) 3699989 (一社)鳥取県労働基準協会西部支部
--

※振込手数料は貴社にてご負担願います。

#### 7. その他

- (1) 労働基準協会発行の特別教育等受講者記録(旧受講証)をお持ちの事業所は必ず受講者に持参せ、受付の際に提出してください。各受講者には、修了証を交付します。
- (2) 受講者への受講票は予め発行しませんので、開始時間までに会場へお越しください。
- (3) 締切日以降の受講取消し(欠席も含む)の場合は、受講料の払い戻しに応じかねますので、ご了承ください。
- (4) 受講者の健康の確保や新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、体調不良や発熱等の風邪症状がみられる場合は、受講を控えて頂くようお願いいたします。

また、受講に際しましては、必ずマスクの着用をお願いいたします。会場には、アルコール消毒等を用意しておりますので、入退場時(休憩後の再入退場時を含む)ご使用ください。

随時、換気もいたします。

【講習会に関する問い合わせ先】

(一社)鳥取県労働基準協会西部支部

TEL:0859-34-5876

FAX:0859-34-6877

# 職長・安全衛生責任者教育受講申込書

12月5日・6日 開催

フリガナ 受講者氏名	生年月日	基準協会加入状況等
	昭・平 年 月 日生	※いずれか○をしてください。 ・会員（東部・中部・西部） （建設業・非建設業） ・非会員 （建設業・非建設業）
	昭・平 年 月 日生	
	昭・平 年 月 日生	
	昭・平 年 月 日生	

（受講者には修了証を交付しますので、氏名（フリガナ）等正確に記入してください。）

上記のとおり受講料を別途（ 月 日）振込みます。

（ 月 日）協会へ持参します。

※受講当日は受けません。

※振込手数料は、貴社にてご負担願います。

【口座番号】 山陰合同銀行 米子支店（普） 3699989  
（一社）鳥取県労働基準協会西部支部

令和 年 月 日

所在地

事業所名

担当者名

(TEL )

(FAX )

（一社）鳥取県労働基準協会西部支部長 殿

【申込期限：令和4年11月28日】

（一社）鳥取県労働基準協会西部支部

FAX 0859-34-6877